

各位

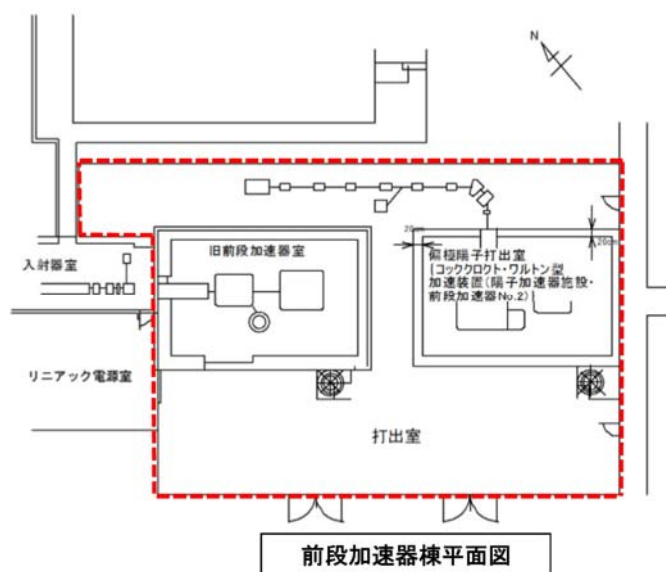
令和元年 12 月 20 日

放射線取扱主任者

陽子加速器施設（前段加速器棟）における放射性同位元素等規制法施行規則  
第 22 条の 3 項の適用について

陽子加速器施設（前段加速器棟）において、放射性同位元素等規制法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととお知らせします。

1. 期 間：2019 年 12 月 23 日（月） から 2020 年 3 月 31 日（火）まで
2. 場 所：前段加速器棟（赤点線で囲われた区域）



配布先

機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、  
管理室員